

静岡県告示第283号の2

静岡県から田子の浦港内に係る公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、出願に係る関係図書を告示の日から起算して3週間、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県田子の浦港管理事務所及び富士市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月5日

田子の浦港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝 平太

1 出願人

- (1) 住所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
- (2) 氏名 静岡県
- (3) 代表者 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

2 埋立区域

- (1) 位置
静岡県富士市依田橋字三ツ又772、773の地先公有水面
- (2) 区域

次の各地点のうち①の地点から②の地点を結ぶ令和4年の秋分の満潮位（D.L. +1.79m）における公有水面と陸地との境界線、②の地点から③の地点を結ぶ令和2年4月3日付け静岡県告示第302号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（平成24年春分の満潮位D.L. +1.65mより決定）、③の地点から⑤の地点までを順次に結ぶ昭和53年8月25日付け静岡県告示第815号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（昭和50年秋分の満潮位D.L. +1.80mより決定）、⑤の地点と①の地点を結ぶ令和4年の秋分の満潮位（D.L. +1.79m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 田子の浦港西防波堤灯台
（北緯35度08分04.059秒 東経138度41分52.456秒）

から 358度13分19秒 1402.36mの地点

②の地点 ①の地点から 294度53分53秒 11.09mの地点

③の地点 ②の地点から 24度38分23秒 3.65mの地点

④の地点 ③の地点から 116度08分26秒 0.69mの地点

⑤の地点 ④の地点から 113度45分18秒 10.42mの地点

- (3) 面積
41.57平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置
静岡県富士市依田橋字三ツ又772、773の地内及び地先公有水面
- (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とチの地点を結ぶ線に囲まれた区域。

イの地点 田子の浦港西防波堤灯台

(北緯35 度08 分04.059 秒 東経138 度41 分52.456 秒)

から 356 度18 分32 秒 1328.75mの地点

ロの地点 イの地点から 294 度52 分55 秒 232.76mの地点

ハの地点 ロの地点から 24 度52 分55 秒 80.00mの地点

ニの地点 ハの地点から 114 度52 分55 秒 49.72mの地点

ホの地点 ニの地点から 204 度52 分55 秒 18.21mの地点

への地点 ホの地点から 114 度52 分55 秒 103.77mの地点

トの地点 への地点から 204 度52 分55 秒 1.83mの地点

チの地点 トの地点から 114 度52 分55 秒 79.29mの地点

(3) 面積

15,142.38平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地

5 出願年月日

令和5年3月31日